

相談窓口

女性の人権に関する相談では、特にDVや離婚の問題等、内容も含め、相談者への十分な配慮が必要です。男女共同参画相談窓口事業では、専門の相談員による効果的な問題解決の機会を充実させるため、女性のための法律相談日を設けて、弁護士による無料相談を実施するとともに、「ふくつ女性ホットライン」（相談窓口）を「かすや地区女性ホットライン」と共同で設置しました。

その他、福岡県福岡労働者支援事務所と共催で労働相談会を実施しました。

また、今年度から新たに「ふくつこころと生き方の相談」（毎週水曜日午後開催）を開設しました。

◎ふくつこころと生き方の相談

【概要】

性別に関わらず悩み事を何でも相談できる対面での相談窓口です。暴力や虐待、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、健康、夫婦、家族の事、子育てや介護、仕事のことなど、何でも相談できます。相談は専門スタッフが対応。

相談日時は毎週水曜日 ①13時②14時③15時④16時 相談時間1人50分

【相談実績】

・相談件数（のべ数） 70件
（福津市在住者）

（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

《主な相談内容別件数（福津市在住者分）》

相談内容	件数(人)
生き方	5
健康問題	5
親子関係	4
家族関係	8
対人関係	3
夫婦関係	10
DV	1
子ども	3
労働問題	1
離婚問題	14
経済問題	4
市関係部署	12

◎女性のための無料法律相談

【概要】

夫婦・恋人間の問題、離婚、DVやセクシュアル・ハラスメント、雇用問題など、女性の人権に関する法律問題についての無料相談です。

【相談員】 岩城 和代 さん（弁護士）

【相談状況】

	相談日	人数
第1回	5月8日(月)	3人
第2回	8月7日(月)	1人
第3回	11月6日(月)	4人
第4回	2月5日(月)	4人

◎ふくつ女性ホットライン

【概要】

女性を対象とした悩み事を何でも相談できるホットライン（相談窓口）です。暴力や虐待、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、デートDV、健康、夫婦・家族のこと、子育てや介護、仕事のことなど、何でも相談できます。相談は女性相談員が受けます。

受付は毎日10時～17時（木曜日は19時まで）。ただし、祝日および12月29日～1月3日までを除きます。

【相談実績】

- ・相談件数（のべ数） 284件（福津市在住者）（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
- 《主な相談内容別件数（福津市在住者分）》

主な相談内容	件数(人)
生き方	83
健康問題	60
親子関係	9
家族関係	25
対人関係	26
夫婦関係	46
DV	13
経済問題	6
労働問題	5
介護	4
児童虐待	2
子ども	2
その他	3

◎男女共同参画推進室窓口への相談

【相談実績】

- ・相談件数（のべ数） 29件（うち来庁 11件、電話 17件、メール 1件）（令和5年4月1日～令和6年3月29日）

《主な相談内容別件数》

内容	件数	割合
① DV関係	14（5）	48.3%
② 離婚	4（1）	13.8%
③ 雇用問題	1（1）	3.4%
④ 夫婦間	4（0）	13.8%
⑤ その他	6（5）	20.7%

（ ）内の数字は来庁件数

●労働相談

【概要】

男女問わず、賃金の未払い、不当な解雇、職場でのイジメ、セクハラ、パワハラなど、労働問題についての無料相談です。

【相談状況】

	相談日	人数
第1回	6月6日（火）	2人
第2回	9月5日（火）	0人
第3回	12月5日（火）	0人
第4回	3月5日（火）	1人

【相談員】

福岡県福岡労働者支援事務所の相談員

ふくつ女性ホットライン
（電話相談）

夫や恋人とのこと、仕事、子育て、介護、生き方、近所との付き合いなど…

～一人で悩まないで、お電話ください！～

092-401-5353

受付日時 毎日 10時～17時（木曜日は19時まで）
※ただし、祝日および12月29日から1月3日までを除きます。

- 相談料無料
- 女性スタッフ対応
- 秘密厳守
- 英語での相談可

※生活支援として、福祉事業でも相談できるホットライン（電話相談窓口）を設けています。暴力や虐待、セクハラ、パワハラ、ハラスメントだけでなく、あなたの健康、夫婦・家族のこと、子育てや介護、仕事のことなど、何でもご相談ください。相談は女性相談員が受けます。また、英語での相談もできます。

※尚、あなたの相談したことは、**誰にも外に漏らすことはできません。**あなたの相談したことがどうなるかで結構です。一人で悩まないで、お電話ください。

福岡市役所 市民課 男女共同参画推進室
〒815-8511 福岡市東区東区 4-3-315
TEL 092-431-3155
E-MAIL doujitsu@fukuoka.jp

福岡市で！
労働相談会
を開催します

相談無料 予約あり 予約あり

男女問わず、賃金の未払い、不当な解雇、職場でのイジメ、セクハラ、パワハラ、ブラックバイトなど、労働問題について、無料相談を行います。この機会に、ぜひご利用ください！

※日曜日は予約制となります

開催日	相談時間	予約受付開始日
令和5年 6月6日（火）		5月23日（火）
令和5年 9月5日（火）	10:00～11:45 （1人あたり45分）	8月22日（火）
令和5年 12月5日（火）		11月21日（火）
令和6年 3月5日（火）		2月20日（火）

【定 員】 各日2人（予約制、先着順）
 【対 象】 就業中の方、卒業生の方、求職中の方
 【相談料】 福岡県福岡労働者支援事務所の相談員
 【費用等】 無料
 【備 考】 あり（子ども1人300円（生後5か月～就学前）
 ※福岡市の労働者支援事務所に予約してください）

【申し込み方法】
 ※予約開始日の午前15時前まで、電話にて受け付けます。
 氏名・連絡先・相談内容、出席の希望をお知らせください。
 ※定員に達した場合は、定員を超えてお申し込みください。その
 場合は、お申し込みの順番によって、福岡労働者支援事務所に直接ご相談いただく
 場合がございます。あらかじめご了承ください。
 <受付問い合わせ先>
 福岡市男女共同参画推進室 ☎0940-43-8116

福岡労働者が中心となり運営している、ワークライフ・バランス推進しています
 主催 福岡県福岡労働者支援事務所・福岡市（男女共同参画推進室）